

## 山口県老人保健施設協議会表彰規程

平成15年4月18日制定

### (通則)

第1条 山口県老人保健施設協議会（以下「協議会」という。）の会員並びに会員施設の役員及び職員に対する協議会の表彰に関しては、別に定めるものを除き、この規定の定めるところによる。

### (表彰の基準)

第2条 会長は、次の各号の一に該当する者を表彰する。

- (1) 介護老人保健施設の代表者又は従事者として10年以上業務に精勤し、功績が顕著である者
- (2) 老人保健福祉に貢献する研究、発見、発明、考案、工夫等を行った者
- (3) 災害、事故等の発生時に、危険を顧みず身を挺して職責をつくした者
- (4) 協議会役員として5年以上在職した者
- (5) 山口県介護老人保健施設大会において、5題の演題を発表した会員施設  
平成23年度大会以降を対象とし、演題数に関わらず1大会1題と算定する  
3回を限度とし、初回を銅賞、2回目を銀賞、3回目を金賞とする
- (6) その他会長が特に必要と認めた者及び団体

### (表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与することとし、表彰の期日は別に定める。

- 2 前項の表彰状には、必要に応じて副賞を添えることができる。

### (表彰の内申)

第4条 会員は第2条による表彰を受けることが適当であると認める者があるときは、会長に内申しなければならない。

- 2 内申書類には、履歴書（様式1）及び功績調書（様式2）を添付し、事務局に提出すること。但し、第2条（5）に該当する施設表彰の場合は、履歴書（様式1）のみの提出とする。
- 3 内申後その身分に異動があったとき又は表彰にふさわしくない事故等が生じた場合は、速やかに事務局へ連絡すること。

(表彰審査会)

第5条 協議会に表彰審査会を置き、第2条に掲げる表彰について審査し、被表彰者の選考を決定する。

2 表彰審査会は、会長、副会長、事務局長で構成する。

(表彰の制限)

第6条 次に掲げる者は、表彰しない者であること。

- (1) 老人保健福祉に関する功績により、叙勲、褒章及び厚生労働大臣表彰を受けた者
- (2) 表彰日以前において懲戒処分を受けた者
- (3) 刑事事件に関し起訴された者
- (4) 上記に掲げる者のほか、表彰することが適当でないと認められる者

(知事表彰候補等の推薦基準)

第7条 知事表彰にかかる候補者の推薦は、老人保健福祉に関し顕著な功績があった者であって、次の各号に該当する者の中から行う。

- (1) 第2条各号の規定による表彰を受けた者
  - (2) 年齢が40歳以上の者
- 2 前2項の規定にかかわらず、会長が特に必要であると認めた者については、これを推薦することができる。

(大臣表彰候補等の推薦基準)

第8条 厚生労働大臣表彰にかかる候補者の推薦は、老人保健福祉に関し顕著な功績があった者であって、次の各号に該当する者の中から行う。

- (1) 老人保健福祉に関する功績により知事表彰を受けた者
  - (2) 年齢が50歳以上の者
- 2 前2項の規定にかかわらず、会長が特に必要であると認めた者については、これを推薦することができる。

(その他の表彰候補等の推薦基準)

第9条 その他の表彰にかかる候補者の推薦は、次の各号に該当する者の中から行う。

なお、同一表彰等において複数名の応募等があった場合は、必要に応じて、第5条による表彰審査会の審査を経て優先順位を付与する。

- (1) 老人保健福祉に関し顕著な功績があった者
- (2) 当該表彰等の表彰等基準を満たす者

(実施細目)

第10条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施について必要な事項は、役員会の承認を得て、会長が別に定める。

附則

- 1 この規定は、平成15年5月1日から実施する。
- 2 平成27年5月29日一部改正する。
- 3 平成30年5月25日一部改正する。